

社会福祉法人無何有の郷 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員が働きやすい雇用環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年10月1日～2025年9月30日までの 3年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の計画的取得を促進すると共に、所定外労働の削減に取り組み、月の残業時間が15時間以上の職員の割合を5%以下とする

<対策>

- 2022年10月～ 個人及び事業所ごとに有給休暇取得日数及び残業時間数を把握
時間外勤務削減に向けて取り組むことを周知
- 2023年1月～ 改善に向けた検討開始及び管理職研修の実施
- 2023年4月～ 状況のとりまとめなどによる有給休暇取得促進のための取組開始
業務改善等による残業時間の削減の取組開始